

2020 年 11 月 27 日  
一般財団法人日本規格協会

### 産業標準案の作成及び審議について

下記の産業標準案（以下、JIS 案という。）につきまして、所定の作成審議経過を経て、資料 5～資料 7 のとおり作成しましたので、当会産業標準作成委員会規程に基づき審議をお願いいたします。本 JIS 案につきましては、産業標準案作成経過報告書のとおり“JIS 案の必要要件”を満たしていると事務局が判断したことから、産業標準作成委員会にお諮りするものです。

また、委員会において議決された場合には、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、JIS 案及び産業標準案作成経過報告書の体裁、様式、字句の修正等に関する軽微な内容につきましては、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

### 記

#### ・ JIS 案

規格番号	規格名称	制定等の別	資料番号
C2315-1	電気用バルカナイズドファイバー—第 1 部：定義及び一般要求事項	改正	資料 5
C2315-2	電気用バルカナイズドファイバー—第 2 部：試験方法	改正	資料 6
C2315-3-1	電気用バルカナイズドファイバー—第 3-1 部：個別製品規格—平板	改正	資料 7

※ 上記三つの JIS 案について、JIS 素案作成委員会（WG）を設置していた電気機能材料工業会が 2020 年 9 月 30 日付で解散したため、所定の手続きを経て WG を一般社団法人電気学会に移管しております。

※ 上記三つの JIS 案について、2020 年 12 月 3 日まで意見受付公告を実施しております。現時点では意見の提出はございませんが、審議中に意見の提出があった場合で、JIS 案の技術的内容について修正する又は意見を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。迅速化・効率化のため経済産業省の了解を得て運用を変更いたしました。

以上